幼稚園

教育委員会
教育総務課
48-3138

幼稚園は学校教育法に基づいて“幼児を保育し健やかな成長のために、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する”ことが目的とされています。保護者と幼稚園の自由契約なので、義務教育ではありません。

幼稚園の名称・定員等

名称 **大玉村立玉井幼稚園**

［郵便番号］ 969-1302
［住　　所］ 大玉村玉井字大壇47-1
［電話番号］ 0243-48-3490
［FAX番号］ 0243-48-3490
［定　　員］ 180名

名称 **大玉村立大山幼稚園**

［郵便番号］ 969-1301
［住　　所］ 大玉村大山字谷地1
［電話番号］ 0243-48-3162
［FAX番号］ 0243-48-3162
［定　　員］ 180名

授業時間

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日:午前8時30分～午後1時30分(4・5歳児)
　　午前8時30分～午後0時30分(3歳児)
水曜日:午前8時30分～午前11時30分

昼食等

水曜日以外の授業日は、弁当持参となります。

入園の基準

大玉村に在住し住民登録をしている幼児

- 3歳児(小学校始期前3年の幼児：年少クラス)
- 4歳児(小学校始期前2年の幼児：年中クラス)
- 5歳児(小学校始期前1年の幼児：年長クラス)

幼稚園の保育料

幼児教育・保育無償化に伴い、令和元年10月1日から保育料は無料となりました。

入園申込み

入園基準に該当する幼児には入園前年の9月頃、教育委員会より「入園申込み案内通知」が郵送されますので、必要事項を記入のうえ教育委員会までご提出ください。
入園に際しての詳細事項や準備物等については、各幼稚園での入園説明会時に保護者の方々へ説明いたします。転入等による年度途中の入園募集は随時受け付けておりますので、教育委員会にお問合せください。

登園・降園

- 通園は、保護者による送迎か、スクールバスによる送迎となります。(年中・年長クラス児)
- 保護者による送迎となります(年少クラス児)

スクールバス使用料

月額(往復利用)　1,200円(年額で1,200円×11か月)
月額(片道利用)　600円(年額で600円×11か月)
※7、8月分については、2か月併せて1か月分となります。
※月の途中での利用中止・利用開始の場合でも使用料は1か月分納入となります。

使用料の免除

- 第3子以降の園児のスクールバス使用料(ただし、次の要件を満たす場合)
  ※通園する年の1月1日現在において、保護者が大玉村に住所を有していること。
  ※18歳未満のきょうだいが3人以上であること。
- 生活保護法により保護を受ける世帯
- 大玉村教育委員会が要保護、準要保護世帯と認定した世帯
- 全く使用しない月
- その他特別な事由があると認めたとき